

初めての外国人雇用でおさえおくべき基礎知識



○ アルバイトから特定技能、正社員まで ○

YOLO JAPANは、在日外国人で日本で就労したい方(飲食業を中心に)を研修し、

採用を希望する企業に紹介するサービスを展開している会社です。

本セミナーは在日外国人の方を飲食業において採用したい企業の経営者・人事労務担当者を対象に実施いたします。

日時 12月2日(月)

13:00 ~ 13:20 受付 *名刺を受付にご提出お願いいたします。

13:20 ~ 14:00 「株式会社 YOLO JAPAN」のご紹介
飲食業界における外国人雇用について

14:00 ~ 15:00 セミナー

15:00 ~ 16:00 グループ・コンサルティング

会場 YOLO BASE

〒556-0003 大阪府大阪市浪速区恵美須西3丁目13番24号

● 南海新今宮駅から徒歩7分



定員 24名(1社1名まで) 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方はどなたでも参加可能です。
*途中退席はご遠慮いただいております。

お申込み方法

セミナー参加お申込みは、Eメール、電話にて承ります。

①お名前、②連絡先(電話番号・メールアドレス)、③所属(会社名、役職名)をご連絡ください。

セミナー概要

飲食業界における人手不足の問題を解消する上で、外国人労働者は非常に有望な人的リソースとなっております。今回のセミナーでは初めて外国人を雇用したいと考える企業の経営者・労務担当者を対象に、採用時の外国人雇用の在留資格の手続きや採用後の待遇のルールとなる就業規則や雇用契約書をどのように整備すべきかについて、関西圏雇用労働相談センターの相談員(社会保険労務士兼行政書士)がわかりやすく解説いたします。

セミナー後、外国人雇用ルール全般について、1名の弁護士又は社会保険労務士が2名以上の参加者のさまざまな質問に対応するグループコンサルティングを実施いたします。こちらも是非ご参加ください。

13:20 ~ 14:00

「株式会社 YOLO JAPAN」のご紹介

14:00 ~ 15:00

セミナー

15:00 ~ 16:00

グループ・コンサルティング

飲食業界における外国人雇用について

木林 真俊 株式会社 YOLO JAPAN
セールス部 西日本エリアマネージャー

初めての外国人雇用でおさえおくべき基礎知識 ~アルバイトから特定技能、正社員まで~

講師 堀之内 卓 関西圏雇用労働相談センター相談員
行政書士・特定社会保険労務士
(堀之内行政書士・社会保険労務士事務所)

数名の参加者に1名の弁護士又は社労士が入り、テーマについての理解を深めます。

参加
無料

主催 株式会社 YOLO JAPAN

共催 国家戦略特区関西圏雇用労働相談センター

協力 アデコ株式会社

本セミナーのお申込み先 ▶ 担当: 木林(キバヤシ)

E-mail masatoshi.kibayashi@yolo-japan.co.jp TEL 090-8792-5876

株式会社 YOLO JAPAN 〒556-0003 大阪市浪速区恵美須西3丁目13-24

TEL:06-6645-1752 | FAX:06-6645-1751 | <https://www.yolo-japan.com/ja/>